

## 愛知県教育振興基本計画（仮称）の性格

資料6-1

### 1 これまでの経緯

- 平成 19 年 4 月：「あいちの教育に関するアクションプラン」策定  
(計画期間：～平成 22 年度)
- 平成 20 年 7 月：国が「教育振興基本計画」を決定。  
地方公共団体はこれを参酌し計画を定める。
- 「あいちの教育に関するアクションプラン」を県の教育振興基本計画に位置付け
- 「あいちの教育に関するアクションプラン」に続く、平成 23 年度からの新しい計画を、**愛知県教育振興基本計画**として策定する。

〔参考〕教育基本法第 17 条第 2 項

「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」

### 2 愛知県教育振興基本計画の考え方

#### (1) 位置付け

教育基本法第 17 条第 2 項に規定する愛知県の教育振興基本計画

#### (2) 計画期間

平成 23 年度から平成 27 年度（5 年間）

#### (3) 計画の構成と対象範囲

- 「あいちの人間像」の実現に向け、現在の教育を取り巻く状況に対応して、10 年程度先をも見据え、今後 5 年間に重点的に取り組む施策を中心に、本県の教育に関する施策を記述する。
- 家庭、地域、学校における取組
- 幼児期から学齢期、青年期以上の生涯にわたる全期間

#### (4) 重視する考え方

- 教育に対する社会全体の連携
- 一貫した理念に基づく成長段階に合わせた教育
- 国・県・市町村の役割の明確化

### 3 策定にかかる体制

愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議を中心とし、専門的事項について部会で議論する。庁内関係課による連絡会議及びワーキンググループで事務的な作業を進める。

### 4 関連する県の計画

#### 新しい政策の指針(政策指針「2010-2015」(仮称))

(2010 年から 2015 年までの 6 年間の地域づくりの新たな羅針盤)

